

草津町移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏から草津町（以下「当町」という。）への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から当町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(支給要件及び移住支援金の額)

第2条 草津町長（以下「町長」という。）は、第1号から第5号までの要件を満たす転入者に対し、予算の範囲内において、第3号の2人以上の世帯の要件を満たす場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき30万円（最大90万円まで増額可とする）を加算する。なお、移住支援金の支給については、転入日に発効していた草津町移住支援金支給要綱に定める要件及び額による。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住又は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、上記ア、イの対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 当町に転入したこと。

イ 群馬県に対して地域未来交付金の交付決定が行われ、群馬県における移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

ウ 移住支援金の申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内であること。なお、年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつた場合には、交付決定の日から当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数、申請受け付けを可能とする。

エ 当町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、群馬県に対して地域未来交付金の交付決定が行われ、群馬県における移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本申請時において転入日の翌日から起算して1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
 - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
 - ケ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - コ 申請者（第3号アからオまでに規定する世帯員を含む。）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、群馬県及び当町が認める場合を除く。
 - サ アからコまでのほか群馬県及び当町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (5) 地域の担い手としての役割に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 就職に関する要件（一般の場合）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、群馬県が移住支援金の対象として移住・就業マッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 事業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、群馬県及び当町の判断により対象とする場合を除く。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて(イ)に規定する求人を行った法人に就業していること。

- (オ) (エ)に規定する求人への応募日が、移住・就業マッチングサイトに
 - (イ)に規定する求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 就職に関する要件（専門人材の場合）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
 - (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施していたデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- エ 関係人口に関する要件として、当町に転入時に年齢が50歳未満の者であって、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 当町に居住経験のある者
 - (イ) 家業を継承する者又は農林業に就業する者
- オ 起業に関する要件として、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））及びその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

（申請）

第3条 移住支援金を受けたい者は、転入の翌日から起算してから1年以内（前条第5号ア又は同号イの要件を満たす者については、申請時に就業していること）に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 移住支援金支給申請書（様式第1号）
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (4) 移住先の就業先の就業証明書（様式第2号又は様式第3号）（前条第5号ア若しくは同号イの要件を満たす場合又は同号エの要件で就業により地域の担い手と

して申請する場合に限る。)

(5) 所属先企業等の就業証明書(様式第4号)(前条第5号ウの要件を満たす場合に限る。)

(6) 当町が定める関係人口であることの申請書(様式第5号)(前条第5号エの要件に該当する場合に限る。)

(7) 移住元の住民票の除票の写し(世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(8) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)(前条第1号イに該当し東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用に限る。)

(9) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)及び個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)(前条第1号イに該当し東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)

(10) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(前条第1号ウの要件を満たす場合に限る。)

(支給決定及び支給方法)

第4条 町長は、前条の申請が第2条各号の要件に該当すると認めるときは、支給決定通知書(様式第6号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(支援金の返還)

第5条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に当町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第2条第5号ア又は同号イの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に当町から転出した場合

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。